

田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付要綱

田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付要綱の全部を改正する。

(目的等)

第1条 この要綱は、旧基準木造住宅等の所有者が行う耐震改修工事等に要する費用について、予算の範囲内において田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地震発生時における木造住宅等（木造住宅及び非木造住宅をいう。）の倒壊等による被害の軽減を図り、もって震災に強いまちづくりを促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 田原市内にある、一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (2) 木造住宅 木造の住宅で階数が2以下の在来軸組構法及び伝統構法によるものをいう。
- (3) 非木造住宅 住宅のうち、木造住宅以外の住宅をいう。
- (4) 特定既存耐震不適格建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条に規定する建築物をいう。
- (5) 旧基準木造住宅等 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅及び非木造住宅をいう。
- (6) 木造住宅耐震診断 田原市が実施する木造住宅無料耐震診断事業実施要綱に基づく無料耐震診断をいう。
- (7) 総合判定 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点
- (8) 木造住宅耐震改修 木造住宅耐震診断の結果に基づき耐震性の向上を目的として行う計画及び補強工事等（別表第1第1項に定めるものに限る。）を含む改修計画及び改修工事をいう。
- (9) 簡易耐震対策事業 地震発生時における建物の倒壊等の危険から地震災害時要援護者の生命を守るための住宅内の安全な空間づくりによる減災を目的とした事業をいう。
- (10) 木造住宅解体工事 地震発生時における建物の倒壊等の被害の防止を目的として実施する旧基準木造住宅等（木造住宅に限る。）の部分を含む1棟全てを解体する工事（当該木造住宅の解体、運搬及び処分に関する工事をいう。）をいう。ただし、構造分離された昭和56年6月1日以降に建築確認を経て着工された部分は除くことができる。
- (11) 非木造住宅等耐震診断 建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士を

いう。ただし、同法第3条に規定する建築物の耐震診断を行う場合は、一級建築士に限る。)が建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価することをいう。

(12) 特定既存耐震不適格建築物の耐震診断 前号の規定に準じ、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価することをいう。

(13) 非木造住宅耐震改修 非木造住宅耐震診断の結果に基づき耐震性の向上を目的として行う計画及び補強工事等(別表第1第2項に定めるものに限る。)を含む改修計画及び改修工事をいう。

(14) ブロック塀等耐震改修工事 田原市内にあるブロック塀等のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア ブロック塀等撤去工事 道路又は避難地に面し、地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する工事をいう。

イ ブロック塀等改修工事 道路又は避難地に面し、地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を安全な塀に改善する工事をいう。

(15) 地震災害時要援護者 高齢者(申請日の属する年度末時点で満年齢65歳以上の者をいう。)又は障害者等で地震災害時に援護を要する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てを満たす者とする。

(1) 次条に規定する補助対象事業に係る建築物等(以下「補助対象建築物等」という。)の所有者(法人を除く。以下同じ。)であること。ただし、補助対象建築物等の所有者以外の者で補助対象建築物等の所有者の同意を得られた場合は、この限りでない。

(2) 世帯構成員の中に市町村税を滞納している者がいないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象事業は、別表第2に規定する事業の種類及び事業の区分ごとに、補助対象の欄に定めるものをいう。

(補助金の額)

第5条 補助金の対象とする事業の種類及び事業の区分ごとの対象経費及び補助率(額)は、別表第3のとおりとする。ただし、補助金の額は千円未満の端数を切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業に着手する前に、田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に別表第3に掲げる書類を添付して、田原市長(以下「市長」という)に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に田原市木造住

宅等耐震改修促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知し、不
相当と認めるときは、申請者に田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付
却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 前項の規定による交付の決定を受けた者は、次の各号に規定する条件を満た
さなければならない。

(1) 事業の契約及び着手は、この要綱による補助金の交付決定通知後に行うこ
と。

(2) 事業の内容を記録すること。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必
要があるときは当該補助金の交付について条件を付することができる。

（改修計画確認申請）

第8条 申請者は、木造住宅耐震改修及び非木造住宅等耐震改修による改修工事
の着手前に、当該工事に係る改修計画がこの要綱に適合するものであることに
ついて、田原市木造住宅等耐震改修促進事業改修計画確認申請書（様式第4号）
に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 配置図

(2) 平面図

(3) 補強計画図及びその工事内容を示す図書

(4) 補助対象経費算定資料及びその内容を示す図書

(5) 設計業務契約書等の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書を受理した場合は、当該申請の内容を審査
し、相当と認めるときは、申請者に田原市木造住宅等耐震改修促進事業改修計
画確認通知書（様式第5号。以下「確認通知書」という。）により通知するも
のとする。

3 申請者は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、木造住宅耐震改修
及び非木造住宅等耐震改修に係る改修工事に着手してはならない。

（中間検査）

第9条 申請者は、木造住宅耐震改修が市長の指定した工程に達したときは、工
事契約書等の写しを添えて、直ちに田原市木造住宅等耐震改修促進事業中間検
査申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければ
ならない。

(1) 工事請負契約書等の写し

(2) 監理業務契約書等の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書を受理した場合において、検査を行い、適
当と認めるときは、申請者に田原市木造住宅等耐震改修促進事業中間検査合格
通知書（様式第7号）により通知するものとする。

3 前項の規定による中間検査に合格しなかった申請者は、市長の指示により、
木造耐震改修工事の基準に適合しない箇所を是正しなければならない。この場
合において、是正の完了後速やかに、再度、市長の中間検査を受けなければな
らない。

（事業の変更）

第10条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に次の各号のいずれかに該当

する変更をしようとする場合は、田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付変更承認申請書（様式第8号）に変更内容に係る書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めた場合は、この限りでない。

(1) 補助金の交付決定額

(2) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付変更承認通知書（様式第9号）により通知し、不適当と認めたときは、申請者に田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（補助事業の中止）

第11条 申請者は、第7条（前条の規定による事業の変更を含む。）の規定により交付決定を受けた事業を中止しようとするときは、次条に規定する実績報告書を提出する前に、田原市木造住宅等耐震改修促進事業中止届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告等）

第12条 申請者は、対象事業が完了したときは、当該事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日（当該末日が土、日及び祝日の場合は、翌日以後の最初の開庁日とする。）のいずれか早い期日までに、田原市木造住宅等耐震改修促進事業実績報告書（様式第11号。以下「実績報告書」という）に別表第4に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金確定通知書（様式第12号）により、その旨を申請者に通知し、不適当と認めたときは、申請者に田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 申請者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して30日以内に田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第15条 申請者は、次条に定める場合を除き補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（地位の承継）

第16条 申請者が死亡した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で事業を行う意思があるときは、地位を承継することができる。

- 2 申請者が破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で事業を行う意思があるときは、地位を承継することができる。
- 3 前2項の規定により地位の承継を受けようとする者は、田原市木造住宅等耐震改修促進事業承継届（様式第14号）に地位を承継する者であることを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第17条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件、法令並びにこの要綱に違反したとき。
- (4) 申請者が第11条の規定による中止届を提出したとき。
- (5) 第12条に定める期日までに、実績報告書が提出されなかったとき。
- (6) 第13条の審査の結果、不相当としたとき。
- (7) 市長の承認を受けずに補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止したとき。
- (8) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合は、田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付決定（一部）取消通知書（様式第15号）により申請者に通知するものとする。

（遅延利息）

第18条 市長は、前条の規定により、補助金の返還を求めた場合で、申請者がこれを市長の定める納期限までに納付しなかったときは、当該納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納付額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息の支払を交付決定者に対し請求するものとする。

2 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（申請者に対する助言）

第19条 市長は、申請者に対して、住宅等の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な助言をすることができる。

（調査に対する協力）

第20条 申請者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

（書類の保管）

第21条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第22条 補助金の交付については、この要綱及び田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

(田原市木造住宅解体工事費助成事業補助金交付要綱の廃止)

3 田原市木造住宅解体工事費助成事業補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事業の種類	事業内容	耐震補強工事に係るもの	改修設計に係るもの	附帯工事に係るもの
1 木造住宅耐震改修	調査	耐震精密診断	地盤調査	
	耐震改修計画の作成等		(1) 改修設計 (2) 工事監理	
	総合判定において必要耐力（ Q_r ）を低減させることを目的とした工事	地盤改良工事		(1) 屋根工事 (2) 木造躯体工事（屋根及び壁の軽量化を図るもの並びに床面積を減ずるもの） (3) 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） (4) 撤去部分の復旧工事（造作、左官、内外装、建具、塗装及び建築設備の工事）
	総合判定において建物の強さ（ P ）の評価を向上させることを目的とした工事	(1) 木造躯体工事 (2) 基礎工事（土工事を含む。）		(1) 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） (2) 撤去部分の復旧工事（造作、左官、内外装、建具、塗装及び建築設備の工事）
総合判定において劣化度（ D ）の評価を向上させることを目的とした工事			(1) 木造躯体工事（劣化部材の取替え） (2) 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） (3) 撤去部分の復旧工事（造作、左官、内外装、建具、塗装及び建築設備の工事）	

	その他の補強工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事		上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして市長が認める工事
2 非 木 造 住 宅 耐 震 改 修	調査	事前調査	地盤調査	
	耐震改修計画の作成等		(1) 改修設計 (2) 工事監理	
	構造耐震指標 (Is) 又は保有水平耐力に係る指標 (q) の評価を向上させることを目的とした工事	(1) 躯体工事 (鉄骨工事、コンクリート工事等) (2) 基礎工事 (土工事を含む。)		(1) 仮設工事及び既設部分の撤去工事 (2) 撤去部分の復旧工事
	その他の補強工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事		上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして市長が認める工事

別表第2 (第4条関係)

事業の種類	事業の区分	補助対象事業
木造住宅耐震改修費助成事業	耐震改修木造住宅 (計画策定及び工事)	木造住宅耐震診断の結果、総合判定による値 (以下「判定値」という。) が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とするための補強計画に基づく耐震改修工事とする。ただし、当該工事に着手する前の判定値に0.3を加算した数値以上とするものに限る。
簡易耐震対策費助成事業	簡易耐震対策木造住宅	地震災害時要援護者が居住する住宅で、木造住宅耐震診断の結果、判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅又は非木造住宅等耐震診断の結果、「倒壊の危険性がある」と判断された非木造住宅において行う事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、住宅内の安全な空間づくりの効果について市長が認める事業に限る。 (1) 簡易補強事業 (2) 耐震有効処置事業 (3) 安全居室事業 (4) その他地震時に住宅内の安全な空間づくりに寄与する事業

木造住宅解体工事費助成事業	住宅解体 木造住宅	次の各号のいずれにも該当する旧基準木造住宅等（木造住宅に限る。）に対する解体工事とする。 (1) 補助金交付申請時に延べ床面積が30㎡以上のもの (2) 木造住宅耐震診断において判定値が0.7未満と診断されたもの (3) 木造住宅耐震診断の報告を受けてから30日以上経過したもの (4) 過去に補助金の交付を受けていないもの (5) 公共事業による移転等により補償金を受けるものではないもの
非木造住宅等耐震診断費助成事業	耐震診断 非木造住宅 建築物(住宅を除く。)	旧基準建築物等に対する次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 非木造住宅耐震診断 (2) 特定既存耐震不適格建築物の耐震診断
非木造住宅耐震改修費助成事業	耐震改修 非木造住宅（計画策定及び工事）	非木造住宅等耐震診断の結果、「倒壊の危険性がある」と判断された非木造住宅について耐震改修促進法に基づいた耐震改修設計により行う耐震改修工事とする。
ブロック塀等耐震改修工事費助成事業	ブロック塀改修 ブロック塀等	地盤面からの高さ1メートル以上の既存コンクリートブロック塀等で、次のいずれかに該当するものとする。 (1) ブロック塀等撤去工事 (2) ブロック塀等改修工事。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路内にブロック塀等を築造する場合を除く。

別表第3（第5条関係）

補助の対象			補助率（額）
事業の種類	事業の区分	対象経費	
木造住宅耐震改修費助成事業	耐震改修 木造住宅	当該事業に要する費用	改修設計、工事監理及び耐震改修工事費を合計した額と140万円を比較していずれか少ない額から租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額を控除した額
簡易耐震対策費助成事業	簡易耐震対策 木造住宅	当該事業に要する費用	1棟ごとに、当該補助事業に要する経費と30万円を比較していずれか少ない額
木造住宅解体工事費助成事業	住宅解体 木造住宅	当該事業に要する費用	1棟ごとに、当該補助事業に要する経費の2分の1に相当する額と20万円を比較していずれか少ない額
非木造住宅等耐震診断費助成事業	耐震診断 非木造住宅 (一戸建て)	当該事業に要する費用	1棟ごとに、当該補助事業に要する経費と30万円を比較していずれか少ない額

非木造住宅等 耐震診断費助 成事業	耐震診断 非木造住宅 (一戸建て 以外) 建築物(住宅 を除く。)	当該事業に 要する費用	1棟ごとに、耐震診断に要する経費と次に掲げる額を比較して、いずれか少ない額。(1棟当たり100万円を超えるときは100万円とする。) (1) 延べ面積が1,000㎡以内の場合は、1㎡当たり3,600円を乗じて得た額 (2) 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の場合は、1㎡当たり1,540円を乗じて得た額 (3) 延べ面積2,000㎡を超える場合は、1㎡当たり1,030円を乗じて得た額
非木造住宅等 耐震改修費助 成事業	耐震改修 非木造住宅	当該事業に 要する費用	改修設計、工事監理及び耐震改修工事費を合計した額と130万円を比較していずれか少ない額から租税特別措置法第41条の19の2に規額を控除した額
ブロック塀等 耐震改修工事 費助成事業	ブロック塀 改修 ブロック塀 等	当該事業に 要する費用	1敷地ごとに、当該工事に要する経費の2分の1の額と次に掲げる額を比較して、いずれか少ない額 (1) ブロック塀等撤去工事 撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり8,900円を乗じて得た額の2分の1の額(その額が10万円を超えるときは10万円とする。) (2) ブロック塀等改修工事 改修するブロック塀等の延長に1メートル当たり38,400円を乗じて得た額の2分の1の額(その額が30万円を超えるときは30万円とする。)

別表第4 (第6条関係)

事業の種類	関係書類
木造住宅耐震改修	<ol style="list-style-type: none"> 1 耐震診断報告書の写し 2 案内図 3 現場写真 4 市税等の滞納がないことを証明する書類 5 補助対象経費算定資料 (設計費見積書 概算工事費見積書) 6 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であることを証明する書類 7 その他市長が必要と認める書類
簡易耐震対策事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 案内図 2 平面図 3 現況写真(事業箇所が分かるもの) 4 見積書等補助対象経費が確認できる図書 5 事業計画図及びその内容を示す図書 6 耐震診断結果の写し(木造住宅に限る。)又は木造住宅等耐震診断

	<p>費助成事業補助金確定通知書の写し（非木造住宅に限る。）</p> <p>7 市税等の滞納がないことを証明する書類</p> <p>8 高齢者又は障害者であることを証する書類</p> <p>9 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であることを証明する書類</p> <p>10 その他市長が必要と認める書類</p>
木造住宅解体工事	<p>1 案内図</p> <p>2 現況写真（事業箇所が分かるもの）</p> <p>3 見積書等補助対象経費が確認できる図書</p> <p>4 事業計画図及びその内容を示す図書</p> <p>5 耐震診断結果の写し</p> <p>6 市税等の滞納がないことを証明する書類</p> <p>7 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であることを証明する書類</p> <p>8 その他市長が必要と認める書類</p>
非木造住宅等耐震診断	<p>1 案内図</p> <p>2 見積書等補助対象経費が確認できる図書</p> <p>3 申請者が管理組合の場合、組合規約及び耐震診断の実施にかかる決議書又はこれに代わるもの</p> <p>4 建物所有者と居住者が異なる場合は、所有権を有する者全員の同意を得たことを証する書面</p> <p>5 市税等の滞納がないことを証明する書類</p> <p>6 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であることを証明する書類</p> <p>7 その他市長が必要と認める書類</p>
非木造住宅等耐震改修	<p>1 耐震診断報告書の写し</p> <p>2 案内図</p> <p>3 現場写真</p> <p>4 市税等の滞納がないことを証明する書類</p> <p>5 補助対象経費算定資料 （設計費見積書 概算工事費見積書）</p> <p>6 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であることを証明する書類</p> <p>7 その他市長が必要と認める書類</p>
ブロック塀等耐震改修工事	<p>1 案内図</p> <p>2 現況写真（事業箇所が分かるもの）</p> <p>3 見積書等補助対象経費が確認できる図書</p> <p>4 事業計画図及びその内容を示す図書</p> <p>5 市税等の滞納がないことを証明する書類</p> <p>6 その他市長が必要と認める書類</p>

別表第5（第12条関係）

事業の種類	関係書類
木造住宅耐震改修	1 工事写真 2 請求書又は領収書の写し （請求書による場合は補助金交付後、30日以内に領収書の写しを提出） 3 その他市長が必要と認める書類
簡易耐震対策事業	1 工事写真 2 工事請負契約書等の写し 3 請求書又は領収書の写し （請求書による場合は補助金交付後、30日以内に領収書の写しを提出） 4 その他市長が必要と認める書類
木造住宅解体工事	1 工事写真 2 工事契約書等の写し 3 請求書又は領収書の写し （請求書による場合は補助金交付後、30日以内に領収書の写しを提出） 4 その他市長が必要と認める書類
非木造住宅等耐震診断	1 耐震診断報告書 2 補助対象経費計算書(内訳書) 3 委託契約書等の写し 4 請求書又は領収書の写し （請求書による場合は補助金交付後、30日以内に領収書の写しを提出） 5 その他市長が必要と認める書類
非木造住宅等耐震改修	1 工事写真 2 設計業務契約書等の写し 3 監理業務契約書等の写し 4 工事請負契約書等の写し 5 請求書又は領収書の写し （請求書による場合は補助金交付後、30日以内に領収書の写しを提出） 6 その他市長が必要と認める書類
ブロック塀等耐震改修工事	1 工事写真 2 工事請負契約書等の写し 3 請求書又は領収書の写し （請求書による場合は補助金交付後、30日以内に領収書の写しを提出） 4 その他市長が必要と認める書類

